

石垣市公共施設予約システム等導入委託業務 仕様書

令和 7 年 1 0 月

沖縄県 石垣市 企画部 スポーツ振興課

石垣市公共施設予約システム等導入委託業務仕様書

1. 業務名

石垣市施設予約システム等導入委託業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、石垣市（以下「本市」という）における公共施設の利用促進及び利用者の利便性向上を図るとともに、施設管理の効率化を図るため、インターネットを利用した施設の予約状況確認、利用申込、利用料金の支払い、利用状況の集計、申請書帳票等の出力等が出来る公共施設予約システム（以下「本システム」という）の導入を行うことを目的とする。

3. 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

（1）業務内容

本業務の範囲は、次の通りとする。なお、当該業務は受託者の負担と責任において実施すること。

- ① 施設、設備備品、料金、利用団体等の各種マスターの設定、登録、検証。
- ② システム機能要件（詳細内容は別紙2_システム機能要件確認書に掲げる通り）を満たすために必要となる本システムの開発（変更、及び修正を含む）、検証、保守。
(但し、事務処理における運用変更に対しても、運用に影響のないシステムを実現するための開発手法を採用すること。)
- ③ 本システムを稼働させるための技術サービスの構築を行うこと。
- ④ 本システムの操作マニュアルの作成、提供。
- ⑤ 施設職員を対象とする操作研修の実施。
- ⑥ 運用テスト実施のための計画策定、及び実施環境構築、問合せ対応等に係る職員支援の実施。

（2）システムの提供

構築したシステム（キャッシュレス決済等の外部サービスを含む）を提供すること。

（3）運用支援体制

本システムの運用開始後、施設職員が円滑に業務を遂行できるよう、電話やメール、FAX 等による問合せを受けるために支援体制を確立すること。

(4) 成果物

成果物	内容
本システム	本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行う ・本システム一式
各種ドキュメント類	本システムの環境構築にあたり作成したドキュメント類 ・研修関連一式（研修マニュアル等） ・システム管理者操作マニュアル ・施設管理者操作マニュアル ・施設利用者向け操作マニュアル（Web版説明書含む） ・打合せ議事録 ・機能仕様書 ・施設マスタデータ登録内容一覧 ・その他本業務で作成した資料

なお、システム管理者操作説明書、施設管理者操作説明書、施設利用者向け操作説明書については、単なる操作説明やボタンの説明ではなく、操作者のアクションベース（施設を予約するにはどうするか、減免区分を設定するときはどうするかなど）で作成すること。

- ・納品方法 紙媒体及び電子媒体（PDF形式）とする。
- ・納品部数 製本4部及びCD-ROM等1枚。
- ・納品期限 契約期日までに納品すること。

5. 環境要件

(1) 公共施設予約システム（以下、「本システム」という）をすでに沖縄県内の市町村で導入実績のあるSaaS型またはASP方式による環境で提供するものとする。

(2) 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。

- ①日本国内に立地していること
- ②耐震又は免震構造であること。
- ③重大障害時(サーバ機能停止等)にもシステム停止がないよう冗長性を確保すること。
- ④停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
- ⑤不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。

6. 機能要件

(1) 基本事項

施設利用者側のOS、ブラウザの利用状況に合わせ必要となるソフトウェアのバージョンアップは、受託者の負担において行うこと。

(2) 機能要件

本システムの性能、及び機能に関しては、別紙「システム機能要件確認書」に記載する内容と同等の機能を有するものとし、動作環境、及び利用可能な機器は次の通りとする。

項目	利用者（PC）	利用者（PC 以外）	職員端末
端末	PC	携帯電話 ※スマートフォン、タブレット 端末にも対応	PC
OS	Windows10、11/MacOS	iOS、iPadOS、 AndroidOS	Windows10、11 Windows server2019
ブラウザ	Microsoft Edge, Fire Fox, Safari, Google Chrome	Microsoft Edge, Fire Fox, Safari	Microsoft Edge, Fire Fox, Google Chrome

※最新のOSに対応すること。

7. 対象施設

別紙1「対象施設一覧」のとおりとする。

8. システム構築

受注者は、本システムの導入にあたり、本稼動前に以下の作業を実施するものとする。

(1) 要件・仕様打合せ・整理

システム設定の基準を発注者に説明し、設定条件を決定する。なお、施設管理者に対しては、個別形式のシステム説明会を実施するものとする。

(2) マスタデータの登録（コード情報、施設情報等）

システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間割、休館日、備品等）や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。

なお、登録項目は受注者の指定する様式に従って発注者が作成する。

(3) 動作確認・運用テスト

システムを利用する機器（発注者端末）上でシステムが問題なく動作することを確認する。発注者が動作確認や検証、練習等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。

(4) 本番運用支援

システム公開当初、現場に混乱が発生しないよう運用支援を行う。

9. 運用及び保守要件

(1) 保守対応時間

原則として、土曜・日曜・祝日、及び年末年始の休日を除く、午前 9 時から午後 5

時までとする。但し、システム障害発生により緊急の対応を要する場合は、保守時間外であっても、確実に対応可能な体制であること。

(2) 復旧作業

システム障害が発生した場合は、速やかに原因の切り分け、及び復旧作業を行うこと。

(3) 保守対象

保守対象は、本システム、及びクラウド基盤、機器等（ソフトウェア更新作業も含む）とする。

(4) セキュリティ面

- ① システム内には、個人情報等のプライバシーに関する情報の取り扱いがあるため、受注者は、個人情報保護法を遵守の上、構築を行うこと。また、受注者は以下の資格要件を満たすこととし、証明として資格取得証明書（写し）を提出すること。
 - ・ プライバシーマーク（個人情報保護）
 - ・ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）「ISO/IEC27001」及び「ISO/IEC27017」
- ② 暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。また、不正アクセス監視を行うこと。
- ③ データセンターは日本国内に立地し、24時間365日の監視体制と空調管理があり、耐震・耐火及び浸水対策が施されていること。また、電源設備が自家発電などにより多重化され、災害対策や安全性、セキュリティが確保されていること。

10. その他要件

(1) 安全性

- ① 個人情報の漏洩、データの改ざん・破壊防止などに対するセキュリティ管理に加え、ハッカーやクラッカー等に対するセキュリティ管理が図られていること。
- ② 職員による操作には、個人認証（ユーザーID、パスワード入力）を必要とし、個人情報の取り扱いに配慮すること。

(2) 将来性

ブラウザのバージョンアップ等による利用環境の変化や組織変更によるマスター変更の他、将来的に複数施設の追加等に対して、広く対応可能であり、応用できること。

(3) 可用性

各々の機能が、業務上支障のない範囲での処理時間、応答時間となるように考慮し、システムが継続して安定的に稼働すること。

(4) 拡張性

法改正によるプログラムの変更等に柔軟に対応可能なシステム構成とすること。

(5) 多言語対応

次の言語の対応すること。ブラウザの言語変換機能にて対応可能な場合を含む。

- ・ 日本語、英語、中国語（簡体字／繁体字）、韓国語、スペイン語

1 1. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いにおける遵守事項

① 個人情報の使用及び管理

借用した個人情報の使用及び管理は、厳重かつ適正に行うこと。なお、本業務を適正に遂行するために、臨時職員の雇用又は業務の再委託を実施する場合は、発注者に書面にて報告し承諾を得るとともに、臨時職員及び再委託先に対しても、個人情報の適正な使用及び管理が行われるよう監督するものとする。

② 個人情報の記録の複写及び複製の禁止

借用した個人情報を含むすべての記録については、システム障害時の復旧用を除き、いかなる形態でも複写及び複製してはならない。

③ 個人情報の委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止

借用した個人情報については、本業務の遂行以外には利用してはならない。また、本業務の遂行に関係のない第三者に対して提供してはならない。

④ 個人情報の記録の適正な使用、保管及び搬送

借用した個人情報の使用、保管及び搬送にあたっては、細心の注意を払っておこなわなければならない。

⑤ 借用した個人情報の返還義務

借用した個人情報は、発注者から借用した時点と同一の記録状態及び形態で、借用期限内に返却しなければならない。

⑥ 事故発生時の報告及び対応

万一、借用した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに発注者に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、発注者の指示に従わなければならない。また、受注者の責に起因する事故により、損害が生じた時、発注者は受注者に対し損害の賠償を請求することができるものとする。

⑦ 個人情報保護法（平成15年法律第57号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）を遵守すること。

1 2. 支払い

支払いについては、以下のとおりとする。

- ① 本システムの導入に係る作業等については、一括払いとし、「4.（4）成果物」の納品が完了次第、発注者が導入に係る業務等及び納品物について検査を実施し、その検査に合格した場合、受注者に契約書で定める金額を支払うものとする。

1 3. 情報提供

発注者が施設予約システムに関して、情報提供を求めた場合は応じること。

但し、その情報が受注者の不利益になる場合は協議するものとする。

1 4. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と別途協議することとする。